

会 議 記 録

会議名称		第 9 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成14年9月12日(木) 13時30分～15時30分	
場 所		杉並区職員能力開発センター 3階会議室	
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、横倉委員、くれまつ委員、花形委員、佐藤委員、本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、山室委員、鈴木委員 (11名)	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、都市計画課長、建築課長、公園緑地課長、 計画担当係長	
傍聴者数		0名	
配布資料	事 前	第7・8回会議記録 (案)	資料 1
	当 日	環境基本計画改定の進捗状況について 平成14年度ダイオキシン類調査について 「用途地域見直しに係る杉並区方針」について 「環境博覧会すぎなみ2002」概要 屋上緑化制度について(報告) 一定規模以上の開発事業等の報告(建築物の建設) (仮称)高井戸西2丁目マンション計画に係る緑化計画 (宗)善福寺開山堂増築工事に係る緑化計画 学校法人東京女子大学図書館新築工事に係る緑化計画 (仮称)宮前3丁目計画新築工事に係る緑化計画 建売分譲(29棟)に係る緑化計画 (仮称)都立杉並地区総合学科高等学校に係る緑化計画	資料 2 資料 3 資料 4 資料 5 資料 6 資料 7 資料 8 資料 9 資料 10 資料 11 資料 12 資料 13
会議次第		1 第9回環境審議会 (1) 第7・8回会議記録の確認 (2) 一般報告事項 環境基本計画改定の進捗状況について 平成14年度ダイオキシン類調査について 「用途地域見直しに係る杉並区方針」について 「環境博覧会すぎなみ2002」概要 屋上緑化制度について(報告) (3) 一定規模以上の開発等に関する報告事項 (仮称)高井戸西2丁目マンション計画に係る緑化計画 (宗)善福寺開山堂増築工事に係る緑化計画 学校法人東京女子大学図書館新築工事に係る緑化計画 (仮称)宮前3丁目計画新築工事に係る緑化計画	

<p style="text-align: center;">会議次第</p>	<p style="text-align: center;">建売分譲（２９棟）に係る緑化計画 （仮称）都立杉並地区総合学科高等学校に係る緑化計画</p> <p>（４） その他 「杉並区立教育機関環境方針」と「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム 規程概要」の配布 環境基本計画の改訂の素案送付について ポイ捨て条例について</p> <p>（５） 次回日程</p>
<p style="text-align: center;">会議の内容 および 主要な発言</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第７・８回会議記録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認。 2 環境基本計画改定の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ ５つの検討部会を設置し検討。 ・ 広報、ホームページ、住民説明会等で区民の意見を広く聴く。 3 平成１４年度ダイオキシン類調査について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 4 用途地域見直しに係る杉並区方針」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 5 「環境博覧会すぎなみ２００２」概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容及び今後のスケジュールの説明。 6 屋上緑化制度について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 7 一定規模以上の開発等に関する報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 8 次回日程 <ul style="list-style-type: none"> ・ １２月４日（木） １０時００分から。

第9回環境審議会発言要旨 平成14年9月12日(木)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>第9回杉並区環境審議会の開会をお願いします。本日、ご欠席の連絡をいただいている委員は赤沼副会長、長津委員、秋田委員です。くれまつ委員については別の会合と重なってしまっていて、こちらに遅れて見ると連絡をいただいています。佐藤委員については、この後のご予定がありますので、ご出席いただいていますけれども、途中でご退席のご連絡をいただいていますので、よろしくをお願いします。したがって、この時点で10名のご出席をいただいていますので、第9回杉並区環境審議会は有効に成立していますので、ご報告申し上げます。</p>
会長	<p>第9回杉並区環境審議会を始めます。皆様方におかれましてはお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、時間の変更等ございまして、失礼いたしました。何か事務局のほうのご都合で繰り上げてくれというような話でございまして、勝手にそういうふうにさせていただきました。お詫びいたします。</p> <p>資料のご確認ということで、お手元の資料を確認していただきたいのですが、資料-1から資料-13まで配付されているようです。資料-1につきましては事前に議事録ということでご配付していますので、お手元にはございません。皆さん方のところにお配りしてあるわけです。よろしいですか。何かあれば事務局のほうに言っていただければと思います。</p> <p>最初に、第7回、第8回の会議記録の確認ということですが、事前に配付させていただきました。皆様方にはお目通しいただきましたが、よろしいですか。</p> <p>(了承の声)</p>
会長	<p>ありがとうございます。では案を取らせていただきまして次に進ませていただきます。議事に入ります。まず環境基本計画改定の進捗状況についてということで、資料-2を中心に課長のほうから、よろしくをお願いします。</p>
環境課長	<p>資料-2に従いまして環境基本計画改定の進捗状況について、ご報告を申し上げます。杉並区環境基本計画の改定につきましては、当環境審議会で、そのあり方についてご審議をいただきまして、7月に答申をいただいたところでございます。その後、8月5日に正副会長から杉並区長に答申が手渡されました。これを受けまして、区役所の庁内の検討部会で検討を進めています。資料にありますように、できるだけ区民に分かりやすく親しみやすい、なおかつ実効性のある計画ということを念頭に置きまして、改定作業を進めています。</p>

1番の検討部会の開催状況ということで、各基本目標ごとに大まかな縦分けをして、ご覧のように、ごみ・リサイクルから環境先進都市まで5つの検討部会を設置し、この間、開催数のところに記載してあるような回数で検討を進めています。答申をいただく前にも庁内で検討を進めていましたが、この回数につきましては、答申をいただいた後の開催数ということで検討を進めてきています。

今、素案としては最終の詰め段階のところまで至っていますが、今後の予定、区民へのお知らせということで2と3に書いています。これは予定も含みますが、環境基本計画の改定につきましては8月に改定のお知らせをして、9月については「環境基本計画のあり方について」という、当審議会の答申そのものをホームページに既に掲載しています。素案ができましたら、これについてもホームページに掲載をさせていただくという考えです。

広報ですが、既に環境基本計画のあり方について、答申についてはホームページに掲載していますが、それのお知らせも兼ねまして10月11日号の広報に、「環境基本計画のあり方について」答申がなされたことと、ホームページに掲載のあること、ご希望の方には答申全文をご配付することを掲載したいと考えています。

素案そのものですが、今後、庁内で素案まで確定の作業を続けまして、10月に区議会にご報告をさせていただく予定です。その後、その素案に対して区民のご意見を寄せていただく期間を取りまして、その意見を集約して、改定が必要であれば素案それ自体の修正をかけまして、最終的に確定ということにさせていただきたいと存じます。今、ご説明申し上げた一連の作業が、大体、年内ぐらいには終了すると存じますので、そのぐらいの日程で改定の作業を進めて、策定という運びにしたいと考えています。

ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして、ご質問等ございますか。

素案をお示しして、区民の意見を聞く方法について教えてください。

1つは、広報に素案の概要を載せます。これは紙面の制約がありますので、あまり細かくは載せられませんが、広報に素案を掲載させていただくことが1つです。その時に、ご意見をお寄せくださるようお願いの記事を出しますけれども、お寄せくださる方法としては郵送でも結構ですし、ファックスあるいはお電話でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

ホームページですが、今後、やり方については更に詰めてまいりますけれども、ホームページを通じてご意見をいただくことも、今の段階で考えています。日程調整が必要になりますけれども、どこかで説明会を開催させていただきたい。そちらで環境基本計

会長
L委員
環境課長

<p>会長</p>	<p>画の概要についてご説明をして、その場でご意見をいただくということで、日取りは今後、決定してまいりますけれども、以上のような方法で広くご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>よろしいですか。ほかにございますか。では、この件につきましては、ありがとうございました。次に進ませていただきます。2番目に、「平成14年度ダイオキシン類調査について」、環境課長からお願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>続きまして、「平成14年度ダイオキシン類調査について」、ご報告申し上げます。この調査につきましては昨年度、13年度については1回につき24時間の連続サンプル採取という方法で、月1回行ってまいりました。実はその後、環境省の「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」が変更になりまして、空気を連続して吸引する期間が24時間から7日間の連続採取という形になりました。</p> <p>それを受けまして、今年度の区が行うダイオキシン類調査につきましては、7日間連続測定地点を3地点選びまして、これにつきましては毎月、調査をする。これまで積み上げてきたデータもありますので、24時間測定の方法も併用しています。今、ご説明しているのは大気についてですが、これについても5地点で、これについては年に4回の調査ということにしています。河川、土壌、松葉につきましては、ほぼ前年度と同様の方法で調査をしていきます。</p> <p>今日、ご報告するのは、このうち大気の調査結果の概要、速報です。詳しい各地点ごとの値については次の機会に資料を配付したいと思います。今日の時点では3の調査結果にありますように、現在までに結果が確定しているものということで、大気については裏面に調査地点の記載があります。7日間連続の採取という調査を、井草森公園、大宮前体育館、郷土博物館の3カ所に取り調査しています。24時間調査については、前年度までと同様の場所で行っています。これは、1つはデータの継続性ということを考慮して、このように地点を定めて行っているものです。</p> <p>3の調査結果ですが、7日間の連続測定で3地点の平均が4月が0.10pg-TEQ/m³、5月がご覧いただきますように0.082pg、6月が0.059pgという数字になっています。ダイオキシン調査結果については、その都度、当審議会にご報告していますが、昨年度の数字と比べるとかなり低い値になっています。これは東京都と時期を同じくして毎月、測定をしていますが、括弧の中の都平均をご覧いただくと、4月が0.13、5月が0.99、6月が0.80ということで、これも昨年の値に比べると特に4月はかなり近い値になっていますが、全体に低目の値になっています。</p>

<p>会長</p> <p>都市計画課長</p>	<p>24 時間測定の方については、5 地点の平均は6 月が第 1 回目の今年度の調査になりますが、0.18pg-TEQ/m³ です。区に行った調査の結果を比べていただだけでも、6 月は7 日間連続採取ですと0.059pg です。それに対して24 時間測定では0.18pg というこ とで、どうしても7 日間測定ですと、それだけ大気の状態によって高い日、低い日とい うのが、かなり変化が激しいですが、それが均されるということで、全体には低い値に なる傾向があるようです。昨年の値と比べても、24 時間測定を見ても低目に出ていると いうのが、ここまでの結果です。</p> <p>以上、年平均の形で、あくまでも環境基準と比べてまいりますので、ここまでの経過 では何とも申し上げられませんが、今のところ傾向としては昨年度よりも低目。7 日間 測定の数については24 時間測定よりも低目に出ているという傾向があるということで、 ご理解いただければと存じます。ダイオキシン類調査については以上です。</p> <p>分かりました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。特 にございませつか。それではこのまま進めさせていただくことにします。ありがとうご ざいました。3 番目の「用途地域等見直しに係る杉並区方針」について、お願いします。</p> <p>「用途地域等見直しに係る杉並区方針」につきまして、このたび8 月に杉並区で決定 をしましたので、本環境審議会にご報告させていただくものです。資料の1 枚目ですが、 平成 16 年度に都市計画決定・告示が予定されている用途地域等の見直しにあたって、「用 途地域等見直しに係る杉並区方針」を別紙のとおり策定したものです。今後、「本方針」 及び「東京都の用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に則り、地域の具体的な用 途地域等の見直しを進めていくことになっています。</p> <p>今回の用途地域等の見直しは、「東京の新しい都市づくりビジョン」の実現をはかるた め、また、区においては「杉並区 2 1 世紀ビジョン」の策定に伴い、本年6 月に改定し た「杉並区まちづくり方針（杉並区マスタープラン）」でして、今日、審議会の委員の皆 さんのところに参考のためにご配付させていただきました。この杉並区まちづくり方針 に即して行うものです。杉並区 2 1 世紀ビジョンが掲げる将来都市像を都市計画の面か ら実現していくものです。</p> <p>別紙の杉並区方針の表紙の裏側に目次がありますので、そこをご覧いただきたいと存 じます。この杉並区方針は全体で三章の構成になっています。最後に参考資料として用 語の解説が付いています。第一章は目的及び基本姿勢、第二章は、先ほどご案内した杉 並区まちづくり基本方針から引用している土地利用の現況及び基本的な考え方、第三章 が用途地域等見直しにおける基本事項について定めています。</p>
-------------------------	---

1頁の第一章の2に、用途地域等見直しの基本姿勢とあります。

「杉並区21世紀ビジョン」における将来都市像は、<「区民が創る『みどりの都市』杉並」>であり、<みどりに象徴される自然豊かな住環境と、商業・産業・文化などの都市の持つ活力が調和して、区民の多様な暮らしに対応できる、個性と魅力ある都市として発展していくことをめざす>としている。

用途地域の見直しにあたっては、次の基本指針により、21世紀ビジョンに掲げられている杉並区の将来都市像の実現をめざすこととする。

良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるため、

住宅都市としての特性を踏まえ、住宅地としての良好な環境を維持・保全していく。

適正な土地利用により、多様な個性を持つ駅周辺を中心に、商業・産業・文化などの都市機能をさらに充実させ、魅力ある都市の芯をつくる。

こういうふうになっています。この基本姿勢に基づきまして資料-4に戻ってください。ただいまご説明した基本指針に基づく、この杉並区方針の主なポイントが4点記載されています。

(1) 地区ごとのまちづくりの尊重。杉並区では、蚕糸試験場跡地など地区ごとのまちづくりが行われているが、これらの地区で合意の得られたまちづくりの方針は、用途地域等の見直しの際も、十分に尊重していく。今後、用途地域の見直しについては、地域の特性に応じた将来市街地像を実現するため、地区計画の策定と連動させることをめざしていく。

(2) 拠点及び地域の核の育成。都市活性化拠点として位置付けられている荻窪駅周辺、地域生活拠点として位置付けられている阿佐ヶ谷、高円寺及び西荻窪各駅周辺を、にぎわいのある商業地の拠点として育成する。また、私鉄各駅周辺の身近な生活拠点については、それぞれの駅周辺が持つ個性を踏まえて、既存の業務・商業の活性化や育成をはかる。さらに、近隣商店街などは区民の日常生活を支援する拠点や核として育成する。

(3) 風致地区について。風致地区は、みどり豊かで良好な住環境の保全と都市景観の形成のため、基本的には今後とも保全をはかっていく必要がある。しかし、地区によっては土地利用や地域特性の変化のためきめ細かく検討すべき状況も生じてきているので、地区計画等の活用も含めて都と協議していく。

(4) 敷地面積の最低限度規制について。ミニ開発などによって細分化された宅地は、みどりや空地が少なく、道路も行き止まり状が多いなど住環境が概して悪く、防災面での課題も多い。このため、用途地域制度に基づく敷地面積の最低限度規制を、現行の宅

<p>会長</p>	<p>地の細分化に関する指導要綱を踏まえ、住居系用途に広域的に指定することをめざしていく。</p> <p>以上、4点が今回の杉並区方針の見直しのポイントになっています。</p> <p>今後のスケジュールですが、概略をご説明申し上げますと、来年の1月に区の素案を広報等で公表することになっています。そして2月から3月にかけて各地域で住民説明会を開催し、6月に都市計画審議会で最終的に区の方針を審議して決定していただきまして、来年7月4日までに区の方針を東京都に提出する。都において審議を経た後、平成16年度、都市計画決定・告示となるという予定になっています。この杉並区方針の中身については、別紙にありますので後でご覧いただきたいと存じます。私からは以上です。</p>
<p>都市計画課長 L委員 都市計画課長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。この前は、いつ、見直しがあったのですか。</p> <p>平成8年度にありました。</p> <p>具体的に風致地区って、今、どこのことですか。</p>
<p>M委員</p>	<p>風致地区につきましては、用語の解説の11頁に解説があります。東京都が東京都風致地区条例により指定していますが、現在、和田堀風致地区と善福寺風致地区の2つの風致地区が区内にはあります。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>環状七号線内側の中高層住宅地化についてということですが、例えば環八がありますね。環七がありますけれども、その内側という両方にありますね。そうすると、こっちが内側で、こっちが外側になりますけれども、こっち側だけが適用になって、こっち側は適用にならないということですか。</p>
<p>M委員</p>	<p>これは、最初に別紙の1頁のところにありますように東京の新しい都市づくりビジョンという、東京都が定めた東京都の土地利用の方針に基づく考え方があります。この中で環状七号線の内側の地域については、できるだけ中高層のマンションなりという形で開発と言いますか、それを図ってこういうような東京都の方針がありまして、杉並区としてはここに記載のとおり、都の方針は都の方針として尊重するけども、地域の特性に基づいて、今日、ご説明した杉並区方針に基づいて対応するというで記載しています。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>それは分かるのですが、私がお伺いしたいのは、ですから具体的に環七がありますね。環七のこっちが内側、山手線側で、こっちが外側だったら、内側ということから言うのですか。それともこっち側も、一応、くっついているのなら内側に認められるのですか。具体的にうちは、ちょうどこっち側だったものですから、そのせいで聞くというこ</p>

M委員	ともあるのですけれども、内側と言うと環七のこっち側になるのか。
都市計画課長	そうですね、おっしゃるとおりだと思います。
環境清掃部長	こちらは外側になるわけですか。
	そうです。
M委員	要するに、環状七号線の中側全部のエリアを、そういう考え方で適用するということ
会長	なのです。沿道という考え方ではない。
	分かりました。
環境清掃部長	そう、はっきり、実際問題として分けられるのですかね。沿道というほうが強いですよ。
	東京都だとか国の考え方は、環状七号線よりも内側のエリア全体を、こういうまちづくりにしていこうという、そこで1つの区切りの環状七号線で区切って、その内側のエリアという意味合いで使っているのです。
会長	
副会長	
会長	沿道を含めた内側と。
都市計画課長	実際、やる時は実態に合わせて考えるでしょう。
	幅何メートルとかね。両側取って、それで、それが内側に移行していくと思う。
会長	環七の沿道につきましては、いわゆる用途地域で言いますと近隣商業地域とか、そういうふうになっていますので、その全体として環状七号線の内側の地域ということですが、
	実際問題、この区の素案が作られてスケジュールに乗って進んでいくわけですが、環境審議会との関係で、それを我々として環境審議会の中に組み込むというか、何かそういうふうなスケジュールというのは考えられてないのですか。
	現時点では、都市計画審議会のほうにご審議をお願いしていますので、都市計画審議会あるいは区議会のほうにご報告をさせていただいた後に、こちらの環境審議会にも関係のある事項については、ご報告させていただきたいと考えています。
	分かりました。よろしく申し上げます。この件はよろしいですか。ご意見がなければ次に進ませていただきます。ありがとうございます。4点目の『環境博覧会すぎなみ 2002』の概要について、副参事からお願いします。
環境清掃部	
副参事	私からは『環境博覧会すぎなみ 2002』の概要について、ご報告いたします。環境博覧会につきましては、5月27日開催の本審議会におきまして日時、実施体制等についてご報告したところですが、実施内容についてほぼ固まってまいりましたので、ご報告するものです。お手元の資料 - 5 をご覧いただきたいと存じます。
	資料の1頁をお開きください。2年目を迎えた環境博覧会の開催目的について改めて

記載していますが、『環境博覧会すぎなみ 2002』は、昨年の成果を踏まえて、区民・事業者・行政が自ら果たすべき役割を認識し、それぞれが主体的に環境配慮行動を実践することができるような知識・手法を学ぶ場として開催するものです。さらに本年は国内外の環境先進都市との交流・連携を通じて、環境について考え、今のライフスタイルを見直す機会とすることも目的の1つとしています。

次に開催日時及び会場ですが、10月19日(土)及び20日(日)、両日とも午前10時から午後4時までの開催です。会場は昨年同様、杉並区立高井戸地域区民センター建物と、同センター前広場ですが、隣接する杉並清掃工場とリサイクルひろば高井戸において、共催事業である杉並環境フェア2002が、10月20日(日)、リサイクル・アイデア作品展が環境博覧会に先立つ10月18日(金)から20日まで開催されます。環境博覧会会場と杉並清掃工場、リサイクルひろば高井戸の位置関係は、2頁に記載してあるとおりです。

次にサブテーマですが、サブテーマは本年の環境博覧会の位置付けを明確にするために設定したものです。「もっときれいに みどりの街・杉並」がサブテーマとなっています。後援としては昨年同様東京都の予定があります。また環境省については現在、交渉中です。

次に主な開催内容について、本環境博覧会の3つのコンセプト、「今を知る」「明日を考える」「足元から行動する」別に主なものを記載しています。「今を知る」では、環境団体の活動紹介、環境学習支援コーナー、環境先進企業の製品展示、新エネルギー展、それと国際環境フォーラムなどです。「明日を知る」では、企業環境セミナー、キッズISO活動報告、杉並区中学生海外派遣報告などです。「足元から行動する」では、マイバックコンテスト、クリーン大作戦の報告、エコクッキングなどの各種体験教室、エコ商品の展示・販売、リサイクルバザーなどです。

3頁をご覧ください。『環境博覧会すぎなみ 2002』における出展団体、協力団体は、昨年の77団体を大きく上回る予定ですが、最終的には105団体前後になるかと予想しています。また参加都市についても国内外の友好都市4都市のほか、東京都日野市、秋田県二ツ井町、静岡県水窪町、オランダのアムステルフェーン市、ドイツのカールスルーエ市、以上9都市を数えます。

資料の4頁から5頁にかけて、出展名と開催日時及びその概要を開催場所別に記載しています。その主立ったものをかいつまんでご報告します。センター前ひろばでは10月19日、10時からオープニングセレモニーを行います。区長・実行委員長をはじめ、国

内友好都市の町長のご挨拶があります。また低公害車の紹介を行っていきます。時速300km 以上の世界記録を持つ電気自動車「KAZ」や、育英高専のソーラーカーなどを展示していきます。

次にすぎまるショップですが、これは19日、20日の両日に出展されるすぎまるショップです。8月4日実施の知る区ロード探険隊参加者が、獲得したシルクを特性グッズと交換したり、知る区ロード展覧会も実施します。キックターゲットですが、これはJリーグのFC東京のほうで出展していただきます。

センター2階では19、20日の両日、リサイクルバザーを開催します。同じくテラス部分に本年は区内造園事業者の方々により、屋上緑化の見本園が設置される予定です。センター3階ですが、19、20日の両日、マイバッグコンテストが行われます。

国際環境フォーラムのパート1、パート2ですが、国際環境フォーラムは国内外の環境先進都市と交流・連携を図るために開催するものです。国内からは環境基本計画づくりや家庭ごみの減量に、市民との強いパートナーシップで取り組んだ日野市、本年の環境自治体会議の開催地である秋田県二ツ井町、国外からは環境先進国であるドイツとオランダからカールスルーエ市とアムステルフェーン市、以上、4都市の環境行政担当者をお呼びしています。

19日の国際環境フォーラムパート1では、日野市、二ツ井町、カールスルーエ市、アムステルフェーン市の方々和杉並区長が、午後1時から4時まで住民・事業者・行政のパートナーシップをキーワードに、環境課題解決に向けた取り組みについてパネルディスカッションを行います。20日、国際環境フォーラムパート2ですが、こちらはカールスルーエ市、アムステルフェーン市の方々和杉並区長が、ごみ減量とリサイクルに話題を絞りまして、午前10時15分から12時30分まで、同じくパネルディスカッションを行う予定です。

次にキッズISO活動報告ですが、これは2,000名を超える区内小学校の5年生、6年生が、この7月、8月の間、省エネやごみ分別といった環境配慮行動に取り組んだ成果を発表するものです。同時に、8月に友好都市であるオーストラリアのウイロビー市に派遣された中学生の環境調査報告も行います。

最後に外国人による環境トークショーですが、これは文化交流協会のご協力を得まして今回、実施するものです。区内在住の外国人による各国の環境事情や環境にやさしい暮らしの提案というところで、トークショーを行う予定です。なお、6頁に共催事業の実施内容を記載しています。併せてご覧いただければと思います。

	<p>次に9頁をご覧ください。「ごみの処理に関すること」ですが、昨年の環境博覧会でごみが出たことの反省をもとに、今年の環境博覧会においてはごみ処理に関するルールを設定するものです。環境博覧会を一過性のイベントと捉えるのではなく、日常生活の延長線上の催しと捉え、資源の分別排出に努めていきます。</p> <p>このことを事前に広報や出展者説明会等で周知徹底し、来場者やテントの出展者にもこの点をしっかりと打ち出し、広く賛同を得ていく予定です。環境博覧会におけるごみ処理に関する基本的な事項としては、ごみが出ない工夫をする。再生原料の製品を可能な限り資源として分別し、再利用する。食品用容器は、ごみとなる発泡トレイ、プラスチック容器、割り箸などの使い捨て容器は一切使わず、代わりに洗って再利用できる食器を使用することで、ごみの大幅削減を実現する。以上の3つです。会場にごみ箱は設置しませんが、チラシ、缶、瓶等のペットボトルの資源回収ボックスを設置して、ごみの減量に努めてまいります。</p> <p>最後に、『環境博覧会すぎなみ2002』開催当日までのスケジュールですが、明日、9月13日に第5回実行委員会を開催し、実施内容、広報計画案、ごみ処理に関することなどについてご確認いただく予定です。以上、『環境博覧会すぎなみ2002』の概要について、ご報告いたしました。</p>
会長	
L委員	
環境清掃部	
副参事	<p>分かりました。ご質問等ございましたら、お願いします。</p>
L委員	<p>チラシは、いつごろできますか。</p>
環境清掃部	
副参事	<p>チラシは、いま、原稿を作りまして印刷に出しているところです。9月の下旬にできる予定です。もうポスターのほうはできています。</p>
会長	<p>実行委員会に入っているグループには、ある程度まとまっていたいただけるわけですか。</p>
副会長	<p>はい。ある程度、まとめてお渡しする予定があります。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
G委員	
	<p>質問ではないのですが、見直しの検討委員会の中でいろんな提案があって、あれをやってほしい、これをやってほしいということを申し上げましたが、そういうのがずいぶん取り入れられていて、計画されていることに大変うれしく思います。</p>
	<p>ほかにございましたら、どうぞ。</p>
環境清掃部	<p>細かいことで申し訳ないのですが、9頁に、ごみ処理に関することということがありますが、2つ目の種類別ごみ減量・資源化具体例という中に、テントの前などで通りかかる来場者にチラシやパンフレットは手渡さないということがあって、下の資源回収コ</p>

副参事	<p>ーナーの設置というところで、資源回収コーナーを設け、来場者が帰る際に必要としないパンフレット等の分別回収を行いというのは、どこかでやはり渡すのですね。</p>
G委員	<p>積極的にお渡しするのではなくて、机に積んでおいて本当に必要な方だけにお渡しいたしまして、またそれをお持ちにならない方については、資源回収ボックスのほうにお入れいただくというような考えです。</p>
環境清掃部	
副参事	<p>もう一つ、このごみ処理に関することは、テントを出す団体の皆さんに19日に説明会があるかと聞いていますが、その時に徹底なさる、そういうご予定ですか。</p>
G委員	
会長	<p>9月19日の出展者説明会において、その辺のご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>是非、うまくいくといいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
環境清掃部	<p>実際の予算は、これ、実行委員会というのが組織されていますけど、いろいろ賛助金などもいただいたりして、ふくらませてやられるのですか。活発にやられるから相当な額だなと思ひので、純粹に計算すると。</p>
副参事	
会長	<p>賛助金についてのご質問ですか。</p>
環境清掃部	
副参事	<p>はい。</p>
環境課長	<p>賛助金につきましては、この予算として5万円を計上していますが、既に4企業から計8万円の賛助金の申し出がきています。</p> <p>昨年は賛助金を出したいという出展団体の方も、ありがたいことにいらっしやったのですが、一切、いただきませんでした。今年は1回の実績をもって環境博覧会というのも、ある程度知っていただひてきていますので、一部、今、副参事が申し上げたとおりの額になっているのですが、全体にかかる経費からしますと割合としては非常に少なく、実行委員会に対する区からの拠出金を一部、その分だけ少し少なく済ませられるというような性格のものになります。</p>
環境清掃部長	
会長	<p>あと、実際には出展の企業が、それぞれのブースでいろんな催しと言ひますが、中身を組み立てますので、それでかなり企業自体の持ち出しというか、それは、それぞれの出展企業が自分のところの経費で対応してくれということで、実際に区が出すお金プラス、そういう企業の持ち出しということで、そういう面では、かなりの経費になっているのではないかなとは思ひています。</p>
L委員	
環境清掃部	
副参事	<p>かなり大変でしょうけど、大々的にやられることでいいことです。ほかにござひますか。</p>
L委員	

環境課長	<p>もともとの区の予算というのは、おいくらですか。</p> <p>環境博覧会の予算は2,000万です。</p>
G委員 環境課長 副会長	<p>ちなみに昨年度の実際にかかったお金は、いくらだったのですか。</p> <p>昨年度は1,000万を少し欠けるくらいでした。ただ、今年度は、今、副参事からご報告申し上げたように、海外都市を招聘していますので、渡航費用とか滞在費、通訳の方の経費とかで、かなり予算としてはふくらんでいるという状況です。</p>
会長	<p>ふくらむ部分は、そこが主ですか。確か去年は800万くらいだったかなと。</p> <p>そうですね、実質的には1,000万欠けてますので、今年はそういう経費が増額になったいちばん大きい理由ということですよ。</p>
公園緑地課長	<p>少しでも多くの区民の方に参加していただくような工夫を、是非、これからもやっていかなければいけないですね。私も去年は行けなかったけど、できるだけ参加いたします。</p> <p>よろしいですか。今、山田副会長が言われたように多くの方々に来ていただけるように、また広報に努力をよろしくお願いします。5番目に「屋上緑化助成制度について」を、公園緑地課長から資料-6に基づいて、ご説明をお願いします。</p> <p>お手元の資料-6に基づきまして、ご説明させていただきます。屋上緑化助成制度につきましてのご報告です。近年、都市化の進行に伴いまして緑化スペースの確保がますます困難になっているなかで、ヒートアイランド現象や都市型水害の発生といった都市環境の悪化が問題になっています。このような状況から緑化の推進を図り、環境の緩和や魅力的なまちなみ景観づくりなどを進めるために、屋上緑化助成制度を導入したいと考えています。なお、屋上緑化助成制度導入後に緑化指導を行う際に、事業主に対して屋上緑化の推進を積極的をお願いしていきたいと考えています。</p> <p>他区の状況ですが、中央区、豊島区、北区、板橋区、渋谷区、目黒区の6区が既に屋上緑化助成制度を実施しています。また10月からは品川が助成制度を導入すると聞いています。</p> <p>2点目ですが、計画と課題としまして、区では現在、みどりの実態調査を実施していて、屋上緑化の状況や区民意向を踏まえて、屋上緑化助成の対象となる規模、金額、緑化の内容などを定めていきます。屋上緑化推進にあたっての課題は、建物への影響といった技術的な課題があげられます。屋上緑化に伴う荷重の問題や漏水防止などですが、専門的な分野のため建築部門などと連携が必要だと考えています。また屋上緑化の効用</p>

<p>会長</p>	<p>や手法、注意点などに関して区民にとって分かりやすい普及啓発も必要だと考えています。そのために緑化手法など、技術的な情報提供などの支援策も検討していきたいと考えています。なお、他区の状況なども参考に、区民、事業者等が実施しやすいもの、杉並区に合ったものにしていきたいと考えています。</p>
<p>K委員 公園緑地課長</p>	<p>今後のスケジュールですが、現在、この指針を作成中です。9月下旬、今20日と予定されていますが都市環境委員会のほうに報告をさせていただきたいと思っています。10月にはこの要綱を立ち上げて、助成制度の開始をしていきたいと考えています。私のほうから以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>分かりました。ではご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>助成する場合の大体の目処ですね、どの程度の金額とか、そういうのはあるでしょうか。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>今、まさに検討しているところでして、ここで具体的にお示しできないのですが、大まかなところでは他区の状況などを考えましても、実際にかかった費用の半分ぐらいを助成しているというのが多いようですので、私どももそのような線で進めていきたいと考えています。また、どのくらいの限度額にするか等につきましては、内部でまだオーソライズしてございませんので、次の環境審議会ではご報告できるかなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。今、区で屋上緑化の件数というのは捉えられていますか。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>総体は捉えております。みどりの実態調査の中で陸屋根で、見た目ですけれども、ということが可能ではなからうかと思われるものが全体で300haぐらいございます。ただ、構造的なチェックまでしていませんので、写真で見た感じではそのくらいあるということで、可能性は十分あるだろうと思っています。現在の数字ですが、今、手元にご覧できませんが、カウントはしていますので、またご報告できるようにしたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ちなみに、アンケート調査を実施したところ、屋上緑化に対する「賛成」「反対」「分からない」という形でアンケートを取ったわけですが、賛成する方が約68%、屋上緑化に対する反対というご意見もあって、それが約8%、残りが分からないということで、多くの区民の方々は賛成してくださっているということです。現状で屋上緑化されている面積ですが、約16,000㎡です。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>従来から言われているような緑比率とかのカウントには、屋上緑化というのは入るのですか。今後ですけれども。</p>
<p>会長</p>	<p></p>

公園緑地課長	<p>はい。現在も入れています。今、緑比率については解析中ですので、また数字が出ましたら審議会のほうにご報告させていただきたいと思います。</p> <p>そういったところのプラスには役立っていくわけですね。</p> <p>十分期待できると考えています。</p>
会長	<p>屋上緑化ではないのですが、壁面の緑化というのをどうするのか。今、屋上緑化が社会的問題になっているのは皆さんもご存じだと思いますが、私は校長先生方に校庭の緑化などを示す機会があって、台湾の校庭緑化というか、いろんなスライドをお見せしたのです。台湾では日射しが強いので壁面の緑化をやるのです。屋上から蔓を垂らしているのを見せたら、これのほうができやすいと皆が騒いでくれたのです。だから今後の問題としてね。</p>
M委員	<p>今の経過では壁面緑化のことに触れていませんが、今、具体的に要綱づくりをしていて、その中では屋上壁面緑化助成制度という形にしたいと思っています。屋上を助成しますが、壁面も助成の対象にしたいと考えています。</p>
公園緑地課長	<p>そうですか。以前から私、浜松町のそばにあるビルなのですが、あれは10年以上前からケーススタディにしまして、いろいろ日射量を測ったり、温度がどれだけ低減化に役立つとか、景観的にも浜松町の場合は西面ですので、ずいぶん良くなるということで、いろいろ総合的に壁面緑化の効果というのを見ているわけです。場合によったら壁面緑化というの、ずいぶん効果的だし施策に耐え得るというふうに思っています。だけど、あまり世の中が屋上緑化、屋上緑化と動き出して後発になってしまいましたけど、中国などへ行くと立体緑化という言葉を使うのです。だから、いい言葉だと思います。壁面緑化というのは立体緑化という言葉でもいいですね。効果的な側面があるということも忘れないでおきたいのですが、今、課長が言われるように併せて検討されているなら、よろしいと思います。</p>
会長	<p>ちょっと伺いたいのですが、屋上はある程度分かるのですが、壁面の場合は建物に影響か何か、単純な質問で申し訳ないのですが、そういう部分はないのですか。</p> <p>今、私どもで考えているのは、甲子園のように直接、建物に夏蔭を這わせるというやり方もあるのですが、建物が痛むのではないかと危惧される方もおられるので、今回の助成制度の中では補助器具のネット等を使って、そこに這わせるようなことも含めて考えていきたいと思っています。それは、それを施行される方のお考えだろうと思いますので、私どもは直接、建物に付けていただいても結構ですが、建物が心配だという方についてはネットを這わせてもらって、その分を助成できるような形にしていきたいと考</p>

<p>L委員</p>	<p>えています。もしくは先ほど会長が言われたような、上から垂らすとか、植物によっては建物に直接吸盤がつくるものがありますので、その辺はいろんなデータをお示していきたいと思っています。</p> <p>植物の種類って一部あるだけで、大部分は今までのことが誤って伝えられている。どちらかという、養分とか水分というのは地面から吸い取っているのです。だから壁面に寄り掛かっても、そこからはもらえないわけですから、その側面というのは発達しなくて、ただ吸い付いて落ちないように自分でいるだけの話で深くは入り込んでないわけです。深く入り込んでないですからね。何も無い。だから、そういう痛まないということが最近、ずいぶんいろんな方たちの研究では言われています。迷信のほうが多いのではないかということです。かえって強くするという研究材料まであるぐらいで、塀なんかに這わせておけば地震などで倒れにくくなる。でも、今まで言われていたことに対しての不安というのは、あまりよくないかもしれないから、そういった側面で課長が言われるように上から垂らしたりとか、多少、気分を和らげるような措置を併せて考えているということだと思います。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>細かい話ですが、今、パールセンターに建設中のビルの緑化計画を説明していただいた時に、確か地面に木を植えるほかに壁面緑化も計画しているみたいな話があったように、うろ覚えですが、あるのですけれども。</p>
<p>会長</p>	<p>パールセンターとすずらん通りとの間の建物ですが、ご案内のように地面に植える所もありませんので、例えば2階の部分にプランター形式の植栽基盤を設けるという計画になっていますので、そういう所から一部垂らすことも可能だと思っています。具体的な植物の種類については、まだ詳細なところまで出ていませんけれども、概数としてこの間、ご説明したような緑化計画が出ていますので、そういう中でバリエーションの一つとして垂らすことも可能だと思っています。</p>
<p>建築課長</p>	<p>この件につきまして、よろしいですか。ありがとうございました。では次に進ませていただきます。6番目の「一定規模以上の開発等に関する報告について」、まず延べ床面積1万㎡以上建築物の建設ということで、建築課長、よろしくをお願いします。</p> <p>お手元の資料-7に沿って説明させていただきます。「一定規模以上の開発事業等の報告」(建築物の建設)です。仮称ですが杉並区高井戸西2丁目計画です。敷地の住居表示ですが、高井戸西二丁目18番です。本件の地域・地区ですが、4つの地域・地区等に分かれています。近隣商業地域は記載のとおり都市計画の規定になっていますが、約2,200㎡ぐらい入っています。また第一種中高層住居専用地域が1,114㎡ぐらいありま</p>

	<p>す。第一種低層住居専用地域は建ぺい容積が違いますが、下の段も同じ用途ですけれども、これが約3,800㎡くらいあります。合計で敷地面積が7,252㎡となっています。</p> <p>用途は共同住宅162戸、構造・規模は鉄筋コンクリート造、地上14階、地下1階です。建築面積は3,650㎡、延べ床面積は16,373.62㎡となっています。高さは42.34m、駐車台数82台、予定工期は7月末から平成16年3月末となっています。建築主は三井不動産です。</p> <p>経過ですが、4月26日に中高層の紛争と予防の条例に基づく標識設置を出されています。これは1万㎡を超えますので東京都のほうへ中高層の届け出が出ています。平成10年7月26日に建築確認は下りています。下ろしてあるところは民間の指定確認検査機関、東京建築検査機構というところから建築確認は受けています。</p> <p>場所ですが、表紙の裏の頁に場所案内図等が記載されています。本件の敷地は環状八号線に隣接しています。人見街道と環状八号線の角地で、もともとが企業の社宅群があった所です。これが今回は全部、共同住宅に建て替わるという計画です。</p> <p>3頁で1階平面図です。図面が小さく見えにくくて恐縮ですが、下側のほうが環状八号線になっています。建物の配置はAブロック、Bブロック、Cブロックというふうになっています。Aブロック、Bブロックの建物については、ほとんどが第一種低層住居専用地域に入っていて、最高の高さが10mで規制されていますので、3階ないしは4階建です。Cブロックの高層棟が高さ14階というふうになっています。</p>
会長	
建築課長	
会長	<p>4頁ですが、Cブロックの平面図が書いてあります。これが環状八号線に沿って、このような形で4階から14階までを成しているということです。次の図面は立面図です。東立面図と書いていますが、これが環状八号線のほうから立って、この建物を見たという図面です。北側のほうにいて高度斜線で何段か階数が削られていますが、いちばん南側のほうで14階となっています。南立面図は環状八号線に向いて南北方向に立ったところ。このような形で第一種低層のほうは3階ないし4階、環状八号線に沿って、このような形になっています。最後の頁ですが、立面図及び断面図です。記載のような形の断面形状になっています。説明は以上です。</p>
公園緑地課長	<p>ありがとうございます。これは後で公園緑地課長からご説明いただく緑化計画と関係するわけですね。</p> <p>一緒です。</p> <p>では、ご説明だけ先に伺って、それから併せてご質問等ございましたら、お願いします。では「敷地面積3千㎡以上の建築物の建築に伴う緑化計画」ということで、6件あ</p>

るようですが、公園緑地課長から順番にお願いします。

お手元の資料 - 8 に基づきまして、ただいま建築課長のほうから説明がありました高井戸西 2 丁目マンション計画に係る緑化計画を、ご説明します。所在地等については先ほどご説明したとおりです。基準の緑地面積は 1,069.34 m²です。計画緑地面積が 1,150.30 m²ということで上回っています。基準接道部緑化延長は 177.34m です。それに対して計画接道部緑化延長が 226.27m ということですので、これも基準を上回っています。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数ですが、高木、中木、低木とも基準を上回った本数を計画しています。

処理経過ですが、7月5日に緑化指導させていただき、緑化計画の受理が7月25日、工事の完了予定が16年2月28日となっています。建物の状況については先ほどご説明のとおりです。1頁めくっていただいて案内図、緑化の平面図があります。この緑色に塗られた所が緑地の面積です。字が細かいのですが樹枝等についてもここに記載されています。

資料 - 9 をご覧ください。善福寺開山堂増築工事に係る緑化計画ということです。お寺さんのお堂の増築ということです。所在地が善福寺四丁目3番6号、敷地の面積が 3,567.61 m²、建築面積が 734.98 m²ということです。基準の緑地面積が 727.89 m²、計画の緑地面積が 740.22 m²と上回っています。接道部の緑化延長ですが、基準が 86.85m に対して計画が 38.95m と、これは基準よりも大分少ないということがありますが、お寺さんという性格上、塀で周りが囲まれているということです。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数ですが、お寺さんの境内ということで既存樹木がかなりあるということで、これも特に問題はありません。

特記として、計画緑地面積は現実の樹冠投影面積により基準を上回るため、基準樹木本数計算不要となる。既存塀があり、接道部緑化ができないので緑地面積で補うということです。処理経過ですが、6月19日に緑化指導、24日に計画書を受理ということで、工事の完了が来年の2月28日ということです。建物の状況ですが、建築棟数1棟、地上2階建寺院ということです。この裏面を見ていただくと案内図があります。次の頁が緑化の図面です。緑色に塗られている所に樹木が植えられているということです。

資料 - 10 をご覧ください。学校法人東京女子大学図書館棟新築工事に係る緑化計画です。所在地は善福寺二丁目6番1号です。敷地面積が 77,478.73 m²です。建築面積が 20,024.82 m²です。基準の緑地面積が 12,588.4 m²です。計画緑地面積が 30,173.77 m²です。全体の緑地の割合が 38.94% と高い数字になっています。接道部の緑化延長が 639.2

です。計画については現在、柵に囲れていますので0ということになっています。既存樹木本数ですが、ここも先ほどの寺院と同様で、計画緑地面積は現実の樹冠投影面積により基準を上回るため、基準本数計算は不要となるということです。

既存の接道部の植込みは、道路から0.84mの高さにあるため接道緑化基準に合わない。これは実は東京女子大の所は1段高くなって上に生垣があるということで、私ども接道部緑化の時には下から緑化することでを申し上げますので、それに合わないということですが、敷地全体が相当の緑地がありますので、その分で十分カウントできるという考え方です。

処理経過については、7月4日に緑化指導で、計画書の受理が7月26日ということで、工事の完了が来年の4月30日となっています。裏面に案内図がありまして、敷地全体を斜線で示しています。次の頁が緑化の全体図です。先ほどご説明した接道部の所の扱いがB断面となっていますが、こういうような形になっています。A断面という、道路に対してコンクリート製の縦格子の柵で、中が透けて見えて中に緑があるという形なので、接道部緑化というカウントになっていませんが、実態はこういう形になっていますので、特に問題がないと理解しています。

資料 - 11 をご覧ください。(仮称)宮前3丁目計画新築工事に係る緑化計画です。所在地は宮前三丁目17番18号です。敷地面積が3,254.55㎡です。建築面積が1,057.88㎡です。基準の緑地面積が650.91㎡です。計画の緑地面積が953.38㎡ということで基準を大きく上回っています。基準接道部緑化延長が80.44mで、計画が80.73mということです。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数は記載のとおりで、どれも基準を上回っています。

次の頁が案内図です。斜線を引いたところが今回の所です。その次の頁をご覧ください。これが緑化計画です。それぞれ建物が、こういうような形で6区棟建っています。その間を緑化するという形です。地上2階もしくは3階建の専用住宅、共同住宅という形です。

資料 - 12 をご覧ください。建売分譲(29棟)に係る緑化計画です。私どもが緑化指導させていただく対象は、敷地面積が200㎡以上ということになっていますので、その土地が開発される全体でカウントしていますので、こういうような建売分譲についても緑化指導の対象になるということでやらせていただいています。

所在地は高井戸東二丁目16番地と19番地です。敷地面積が3,271.26㎡です。建築面積が1,327.56㎡です。基準の緑地面積が490.83㎡です。計画の緑地面積が496.11㎡と

	<p>ということで上回っています。接道部の緑化延長ですが、基準が 78.61m、計画が 113.90 mと、これも上回っています。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数ですが、高木は 29 本のところが 26 本、中木は 175 本のところが 848 本、低木は 506 本のところが 1,067 本ということです。この高木ですが、図面をご覧いただきたいと思います。4 枚目をご覧ください。戸建住宅が 29 軒建っていますので、こういう中で高木が無理に入らないということについては、中木に置き換えるという形で指導させていただいています。</p> <p>処理経過ですが、7月29日に緑化指導、8月12日に計画書を受理ということで、工事の完了予定が2期に分かれまして、10月31日と12月31日という形になっています。所在地の案内図が裏の頁にあります。各棟数ごとに、それぞれ緑化基準の計算をしています。これが計算式の一覧です。戸建の平面図がありますが、ここで色が付いている所が緑化される所です。</p> <p>資料 - 13 をご覧ください。(仮称)都立杉並地区総合学科高等学校増築工事に係る緑化計画です。所在地は下高井戸五丁目17番1号です。桜水商業という都立高校がありますが、そこが総合学科高等学校という形に変わります。それに変わっていくなかでの建築工事に伴う緑化ということです。</p>
<p>会長</p>	<p>敷地面積が 33,858.16 m²、建築面積が 5,586.20 m²、基準緑地面積が 1,391.77 m²ということです。計画緑地面積が 5,764.12 m²ということで、割合としては 17.02%です。接道部延長が 232.90m、計画が 237.90mということですので上回っています。基準樹木本数と計画樹木本数ですが、それぞれ上回っています。経過緑地面積は既存の保全高木樹冠投影面積を含むものとして考えています。処理経過ですが、8月9日に緑化指導、受理が8月26日ということで、工事の完了が17年2月28日となっています。裏面が場所をお示した案内図です。3枚目が緑化計画の図面です。一部、詳細図面が出ていますが、これは接道部部分の断面を示したもので、外に向けて緑が見えるような形の接道部緑化をしていただくということです。以上です。</p>
<p>L 委員</p> <p>公園緑地課長</p>	<p>分かりました。最初、建築課長も説明された資料 - 7 と資料 - 8、高井戸西 2 丁目マンション計画に係る建築計画、それから緑化計画を併せてご審議をお願いしたいと思います。いかがですか。何かご質問等ございますか。特にございませんか。次の資料 - 9 の善福寺開山堂増築工事に係る緑化計画ということで、資料 - 9 について何かご質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。特にございませんようでしたら、資料 - 10 の東京女子大学図書館棟新築工事に係る何かございませんか。特にございません</p>

<p>L 委員 公園緑地課長 会長 G 委員</p>	<p>ようでしたら次に進ませていただきまして、資料 - 11 の宮前3丁目に係る新築工事は、いかがでございますか。ございませんようでしたら次に進ませていただきます。資料 - 12 の建売分譲 (29 棟) に係る緑化計画ということで、ご質問等ございましたらお願いします。特にございませんようでしたら最後の資料 - 13、都立の高等学校に関する増築工事の緑化計画ですが、何かございますか。</p>
<p>公園緑地課長 G 委員</p>	<p>資料 - 11 の細かい字のところに手書きで、低木は1カ所につき表記上2株で見えていますと書いているのですが、この数の1本が実際は2株だという意味ですか。色の図面の右のほうのところですか。</p>
<p>公園緑地課長 G 委員</p>	<p>1カ所につき2株で見えていますというのは、ちょっとお待ちください。細かくて表記ができないので、ここでの表記上は1株が1カ所について2株というような形にしていますということです。ですからカウント上は、ちゃんとできているのですが、細かいので表示ができないものですから、それをこういう形で表記上、こうしていますということです。1つのマルが2株分で見えていますということです。ですから大きな図面でちゃんと書けば、こんなことはないのですが、この中に収めるということで、こういうことになってしまうということです。</p>
<p>公園緑地課長 G 委員</p>	<p>この本数とは全然別の話ですね。</p>
<p>G 委員 公園緑地課長</p>	<p>はい。</p>
<p>公園緑地課長 G 委員 公園緑地課長</p>	<p>6番目の「一定規模以上の開発等に関する報告について」は、ほかにございますか。</p> <p>都立高校の建物ですが、何かこれだけしか屋上緑化しないのは残念だなと、せっかく都立なのにな。きっと機械とかいろいろ置くので屋上は駄目なのでしょうか。</p>
<p>G 委員 公園緑地課長</p>	<p>たぶん、いろいろ構造上の問題などがあるのか、できるところからやっていくということだろうと思います。</p> <p>それは、もう既存の建物ですか。</p>
<p>G 委員 公園緑地課長</p>	<p>既存の建物です。ほとんどが既存で、今回、この部分だけ新しくするというので、そういうところについては、できるところはやっていただくということです。先ほどお話ししたように桜水商業が総合学科高校に変わるということですので、もともとの校舎を活用して新しい学校に変えていくということです。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>建て替えるということではないのですね。</p> <p>ではございません。</p> <p>増築工事ですか。</p> <p>増築です。</p>

<p>G委員 会長 C委員</p>	<p>どこの部分が増築なのですか。</p> <p>表8が非常に分りづらいのですが、増築部分というのが赤で示した所で、ほんのわずかな増築なのです。渡り廊下を造っているだけなのです。ただ、うちの基準から言いますと、増築がある時には緑化計画も一緒に出してくださいということで、改めてチェックしているということなのです。ですから、ある意味で良心的に緑化計画を提出されているということですね。</p> <p>ずいぶん建て替えられるんだなと思って。</p> <p>全部を建て替えるわけではなくて、ちなみに、この総合学科高校というのは現在、晴海にあるだけで、今後、各学区に1つずつ設置していくという中で、杉並地区には桜水商業がこれに代わってくるということですので、一部、手直しをするみたいな形で既存の校舎を使って、学校の中身を変えていくということだろうと思います。</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかに、全体を通してございますか。</p> <p>遅れて来て申し訳ありませんでした。今回、この緑化計画が何件か出されているのですが、実際にこの地域を見ても、地域そのものが緑の多い地域で、そこについても今回、新しく出ている所も基準以上の本数を植えられているという、すごく積極的な取組みなのですが、みどりの調査を今年、されていたりとか、緑の少ない地域といったところが、今、非常に課題になっていて、周りに木を植えるというのが難しい状況にあります。</p> <p>実際、こういった所は周りに木が植栽されていて、全体的に木を増やしていこうというのが窺えるのですが、それ以外の緑の少ない地域をどうしていくのかなという、ちょっと関連になってしまうのですが、そこはすごく危惧されるところです。これから、そういったところも計画が出てくるでしょうけれども、そういったところというのが敷地面積ぎりぎりに建物を建てられたりとか、かなりそういったことが今までも、こういう計画がありましたけれども、そういったところの指導については、どういうふうにお考えなのか。そういう緑を増やしていくのが厳しい地域での計画と言うか、分かる範囲で構いませんので、関連になってしまうのですが、お聞きしたいなと思います。</p>
<p>公園緑地課長</p> <p>会長</p> <p>環境課長</p>	<p>今の緑化地点につきましては、都市計画上の用途地域に合わせて割合を変えています。ですから、例えば近隣商業のような地区では緑化をする面積が少なくなっているわけです。先ほどご説明した屋上緑化助成なんかは、むしろそういう所の緑化について、そういう所はどちらかというとビル形式のものが多うございますので、そういうところで屋</p>

上緑化なり壁面緑化をしていただくことによって、緑の少ない地区の緑化を働きかけをしていきたいと考えています。

今の段階で緑化指導の基準云々というところまでいきませんが、まず助成制度を立ち上げて、それで様子を見ていきたいと考えています。委員がおっしゃるように、緑の少ない所こそ緑化をもっと進めていかなければいけないと考えていますので、それにつきまして私ども、そういうつもりでやっています。いろんな手法を取り入れてやっていきたいなと思っています。

よろしいですか。ほかにございますか。ございませんようでしたら、今日、予定された議事については、これで終わりにさせていただきます。その他ということで環境課長、お願いします。

何点かご報告、ご連絡をさせていただきます。初めに今日、席上に「杉並区立教育機関環境方針」と「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程概要」という資料が配付されているかと思います。簡単にご説明しますが、杉並区は平成13年10月12日にISO14001を取得しましたけれども、学校を含む教育機関につきましては、現在、その準備を進めているところです。

平成15年2月に、このISOを取得する予定で準備を進めていますが、このたび教育委員会におかれまして、ご覧のように環境方針と環境マネジメントシステムの規程が定められまして、今日、お手元でございますのは環境方針と環境マネジメントシステムの規程の概要版です。詳しくは今後、さまざまな諸機関にご報告することになると思いますが、昨日、教育委員会でご了承されたとお聞きしていますので、今日は、こういうことが、今、進められているというご紹介ということでご配付しています。

環境方針につきましては、特に学校を含むISOということで、中学生でも読んで理解できるように表現に努めたとお聞きしています。環境マネジメントシステムについては、これは区のシステムとほぼ同じようなものですが、環境管理総括者を教育長としまして、こういうマネジメントシステムを運用していく。この運用結果をもちまして、審査を受けて来年2月に認証を取得したいということですので、ご紹介をさせていただきました。

2点目です。特に資料はございませんけれども、先ほど環境基本計画の改定につきまして進捗状況をご報告しましたが、今後、10月の中旬に、先ほど申し上げたように都市環境委員会に素案のご報告をさせていただきたいと存じます。この環境審議会につきましては、定例的には隔月開催ですし、素案ができた時に折良く環境審議会が開催されるというわけではありませんので、議会にご報告した後、すぐに各委員さんに素案をご送

<p>会長</p>	<p>付したいと思います。それでお目通しをいただきまして、その後、区民のご意見をいただく期間に入るわけですが、次回の環境審議会で詳しくご報告し、ご覧をいただきたいと考えていますので、ご了承をお願いしたいと存じます。</p> <p>3点目です。ただいま区のほうで、いわゆるポイ捨て条例、清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例というのがございまして、この条例によりますと、歩きながらタバコを吸ったり吸殻のポイ捨てはもちろんですけれども、そういうものも禁じられている。あるいは灰皿のない所でタバコを吸うこと自体が、一定の禁止というか、そういうことをしない努力をすべき項目とされています。ただ、現状、街場を見ていただくと、この条例が大変よく効いているという状態ではありませんので、何らかの形でこの条例の見直しをしたいと思っています。</p> <p>ただ、こうすれば絶対にきれいになるという妙案は、率直に申し上げてあるわけではないのですが、いまより一歩進めたいと思っていますので、この事についても今日は、こういう事があるということでご承知おきいただければと思います。また、よいアイデア等ありましたら、大変お手数ですが教えていただければと思っています。私からは以上です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ありがとうございます。何かご質問はありますか。最初の教育委員会関係に私は関係しているので、ちょっとだけ補足させていただきますと、以前から子供の環境との関わり合いを大切に、いろいろ今後の成長と併せて考えていくのに環境がいちばん理解しやすいし、また今後、日本の将来にとってもいいんだというもので重視させているのですが、環境教育の推進の問題とか、省エネ、省資源の推進ということ。ゴミの発生抑制、資源リサイクルの推進、化学物質等の適正管理とか、環境に配慮した物品の購入及び物品の使用ということで、かなり細目にわたって今後、ISO と併せて検討していくということになっています。</p>
<p>会長</p>	<p>23区ですと板橋が、一応、今年から教育委員会関係もISOを取得してやられておりますけれども、日本でいちばんいいものということで努力しているようです。事務局のほうも私も期待しているわけです。キッズISOだけでなく、社会に誇れる、また環境教育にも役立つようなISOの取得ということで、子供たちの教育、教師の教育というものすごく抜けていると思います。だから教師の研鑽、環境教育ということを重視しまして学校全体で、あるいはそれが地域全体に広がるような形でということで考えています。また、今後、事務局からご報告があると思いますが、よろしくをお願いします。</p> <p>ほかにございませんようでしたら、今日の審議のほうは、これで終わりにさせていただきます。</p>

だきます。最後に次回の日程調整ということで調整したいと思います。議会との関係もありまして12月の初めに開かせていただきたいということです。

次回は12月4日(水) 午前10時からとします。場所につきましては後ほどご連絡を差し上げます。

ご予定のほうよろしくお願いたします。それでは、これをもちまして第9回の環境審議会を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。